



歳末の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

**赤羽桂介事務所の移転先の住所・電話番号・連絡先が決まりました。**

## 重要情報

### 1. 赤羽桂介事務所の移転について

予てよりお知らせのとおり、H27年1月より、赤羽税理士事務所から分離して、六角橋に新たに桂介事務所を構えることになりました。桂介担当のお客さまは事務所連絡先が変わりますので、ご注意下さいませ。

### 2. 新事務所の連絡先

★★★平成27年1月から★★★

〒221-0802 横浜市神奈川区六角橋 6-18-22  
Tel : 045-594-6541 / FAX : 045-594-6540  
E-mail : tax.akahane@ksk.red

### 3. アクセスについて

電車：横浜市営地下鉄ブルーライン岸根公園駅から徒歩5分程度、東急東横線白楽駅から徒歩10分程度です。  
お車：横浜上麻生道路（六角橋より進行方向岸根交差点方面）に面した3階建てビルの1階です。

### 元バックパッカー赤羽の旅嚙(バツ)



【赤羽桂介事務所】茶色の細長い3階建てのビルの1階です。大きな看板等はありませんが、目立つところに赤い羽ペンステッカーを張っています。晴れの日には、お客さん廻り用のバイクが停めてあります。

### ☆事務所からの連絡☆

年内は右記旧事務所での業務となりますのでご注意ください。皆さま、お体ご自愛のうえ、良いお年をお迎えください。

## 1月のイベント

- ・(納特分)下期源泉税納付
- ・法定調書、給与支払報告
- ・償却資産税申告
- ・確定申告準備(2月上旬までに資料提出のこと)

## 税金マメ知識

平成27年1月からは、資産税（譲渡・相続・贈与）の新制度が多く適用されます。

### 1. 相続税のアップと贈与税のダウン

相続税の基礎控除カットは多くの中層家庭に影響があり、これまで申告しなくてよかった世帯も申告対象となります。

### 2. 譲渡所得の取得費加算の規制

相続で取得した土地を譲渡したときに、取得費に加算できる相続税額が、少なくなりました。

### 3. 新事業承継税制の見直し

中小企業のオーナーが自社株を後継者に相続・贈与する場合に納税猶予する制度が全体的に緩和されています。

## 晩酌のじかん

12月は通常の年末業務に加え、土日も移転準備が続き、わたしも妻も休み無しでした。しかし、新年より新しい事務所での新たなスタートを切れることは、とてもワクワクすることです。まだまだ厳しい時期は続きますが一つの節目ということで、心新たに新年からも頑張ります。



## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県 【年内まで】  
横浜市神奈川区片倉5-14-15  
TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340  
Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp